



**HELLO,  
NEW  
CITY.**  
新しいまちの暮らし  
スーパースマートシティ  
うつのみや始動

# せいかつへん **生活編**

## 生活篇

## じゅうみんとうろく 住民登録



### じゅうみんどう ■住民異動

転入・転居・転出など住所が変わったときは、市民課または各地区市民センター・出張所へ届け出でください。転居届出時には、在留カードまたは特別永住者証明書の裏面に新住所を記載します。在留カードまたは特別永住者証明書を持参しなかった場合は、別途、住居地届が必要です。

#### 住民登记

##### ■居民搬迁

因迁入・迁居・迁出等住址有变动时,请到市民课或各地区市民中心、办事处办理申报手续。受理迁入、迁居申报时,会在在留卡或特别永住者证明书背面记入新地址。若没带在留卡或特别永住者证明书,则另需办理居住地申报手续。

原因	期間	とどけでにん 届出人	ひつよう 必要なもの	とどけでさき 届出先
市内に引っ越しして きたとき(転入届)	市に住み始めた日 の翌日から起算して14 日以内		在留カードまたは特別永住者証明書、 世帯主との続柄を証する資料、本人 確認書類、前の市町村で発行した 転出証明書(国内からの場合のみ)、マ イナンバーカードまたは住民基本台帳カ ード(所持者)、旅券(海外からの場合の み)	市民課、 各地区市民 センター・ 出張所
市内で住所が変 わったとき(転居届)	新住所に住み始めた 日の翌日から起算し て14日以内	本人、 世帯主、 代理人	在留カードまたは特別永住者証明書、マ イナンバーカードまたは住民基本台帳( 所持者)、世帯主との続柄を証する 書類、本人確認書類、国民健康 保険証(所持者)	
市外に引っ越しす き	引っ越し日までの 前日 まで		本人確認書類、印鑑登録証(所持者)、 国民健康保険証	
世帯に変更があつた とき(世帯変更届)	変更のあつた日の 翌日から起算して14 日以内		本人確認書類、国民健康保険証( 所持者)	
転入・転出時に 在留カードを持参し なかつたとき(住居地届)	新住所に住み始めた 日の翌日から起算し て14日以内		在留カードまたは特別永住者証明書、 本人確認書類	

※ 住民異動届け出の際に本人確認を行っています。届出人の在留カードまたは特別永住者証明書、運転免許証、  
健康保険証など本人確認のできる書類をお持ちください。

※ 代理人(同一世帯人以外の人)は、本人が自署した委任状の提出が必要です。

※ 再入国許可期間内で1年以上外国に滞在するときは転出届を、外国へ転出していた人が帰国したときは転入届を届け出てください。

※マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを利用して転出手続きを行った場合、転入手続きの際に転出証明書は必要ありません。

※マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードによる転入手続きの受け付けは、平日午前9時～午後5時です。

原因	期限	申报人	必要的材料	申报处
迁入本市时(迁入申报)	自本市居住起始日 的次日算起, 14 天 之内		在留卡或特别永住者证明书, 与户主 关系的证明资料, 本人确认资料, 先 前所居市镇村出具的迁出证明书(从 国内迁入的情形), 个人编号卡或居 民基本台账号(持有者), 护照(从海 外迁入的情形)	
居住地在本市内有 变动时(迁居申报)	自新地址居住起始 日的次日算起, 14 天之内	本人, 户主, 代理人	在留卡或特别永住者证明书, 通知 卡・个人编号卡或居民基本台账(持 有者), 与户主关系的证明资料, 本 人确认资料、国民健康保险证(持 有者)	市民课・各地 区市民中 心・办事处
迁出本市时(迁出 申报)	到搬迁日的前一天		本人确认资料, 印章登记证(持 有者), 国民健康保险证	
家庭有变更时(家 庭变更申请书)	自变更日的次日算 起, 14 天以内		本人确认资料, 国民健康保险证(持 有者)	
办理迁入・迁居申 报时没带在留卡时 (居住地申报)	自新地址居住日的 次日算起, 14 天以 内		在留卡或特别永住者证明书, 本人确 认资料	

※办理居民搬迁申报时, 要进行本人确认。请来时带上申报人的在留卡或特别永住者证明书, 驾照, 健康保险证等能确认本人身份的材料。

※代理人(同一家庭成员以外的人), 需出具由申请人本人签署的委任状。

※在再入境许可期限内逗留国外一年以上者, 请办理迁出申报手续, 已迁移国外者, 返回日本后请办理迁入申报手续。

※若使用个人编号卡或居民基本台账号办理迁出手续的, 在办理迁入申报手续时不需要出具迁出证明。

※通过个人编号卡或居民基本台账号办理迁出手续时, 办理时间为工作日上午 9 点～下午 5 点。

## ■通称の登録

住民登録上の氏名以外で、国内における社会生活上通用している日本式の名前(通称)の記載を希望する場合は、登録しようとする通称が国内における社会生活上通用していることがわかる書類(※)を持参の上、申し出てください。

### ※確認書類

- △1つ持参すればよいもの 運転免許証など、有効である官公署が発行した免許証・許可証・資格証明書など(写真の貼付があるもの)。
- △複数持参するもの ①勤務先、学校等が発行した身分証明書など②公共料金の契約書、領収書③長年使用してきたことが実証される郵便物など。

問：市民課 ☎028(632)2271

## ■通称的登记

除居民登记姓名以外，若希望登记在日本国内社会生活中已在使用的日式名(通称)，则需提供能证明该通称已在日本国内社会生活中已使用的材料。

### ※证明材料

- △只需提交其中一种 驾照等，由国家或地方团体机关发行的有效执照·许可证·资格证明书等证书(需贴有照片)。
- △需提交多份 ①工作单位，学校等发行的身分证等 ②公用事业类收费的合同，收据 ③可证明该通称已使用多年的邮件等。

咨询：市民课 ☎028(632) 2271

## ■住民票の写しの交付

住民票の写しが必要なときは、市民課または各地区市民センター・出張所・事務所へ申請してください。代理人が申請する場合は、委任状が必要です。他人が申請するときは、申請の事由(使い道)、事由を証明する資料が必要です。申請の事由によっては、交付できないこともあります。また、申請の際、窓口に来た人の本人確認を行っていますので、本人確認ができるもの(在留カードまたは特別永住者証明書、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)を持参してください。

問：市民課 ☎028(632)2265

## ■住民票复印件的交付

若需要住民票复印件时，请到市民课或各地区市民中心、办事处、事务所申请。若是委托代理人申请，则需要出具委任状。如果由他人代为申请，则需要出具有关申请事由(用途)，理由的证明材料。也有因申请理由不当等原因而不能交付的情况。另外，受理申请时，还要对来者进行身份确认，因此请来时携带可以证明本人身份的证件(在留卡或特别永住者证明书，个人编号卡，驾照，健康保险证等)。

咨询：市民课 ☎028(632) 2265

## 特別永住者の届出



特別永住者証明書の  
地区市民センター、出張所です。

交付を伴う届出の受付窓口は、市役所市民課（市役所1階）、各

### 特別永久居住者的申报

特別永住者证明书的申报手续受理地点为市政府市民课（市政府大楼 1 楼），各地区市民中心，办事处。

### ■居住地以外の記載事項変更届出

特別永住者証明書の記載事項である「氏名」「生年月日」「性別」「国籍・地域」に変更が生じたときは、14日以内に、特別永住者証明書、旅券（所持する場合）、顔写真（縦4cm×横3cm、提出前3カ月以内に撮影したもの、16歳未満は不要）1枚、変更が生じたことを証する書類を持参し届け出てください。

### ■居住地以外的记载事项变更申报

特別永住者证明书记载事项中的「姓名」「出生年月日」「性别」「国籍・地区」有变更时，请在 14 天之内，携带特别永住者证明书，护照（如有），正面半身照片（长 4cm×宽 3cm，最近 3 个月内拍摄，未满 16 周岁的不需要）一张，以及变更证明材料前来办理变更手续。

### ■有効期間の更新申請

特別永住者証明書は、有効期間満了日の2カ月前（満了日が16歳の誕生日の場合は6カ月前）から、有効期間満了日までに、特別永住者証明書、旅券（所持する場合）、顔写真（縦4cm×横3cm、提出前3カ月以内に撮影したもの）1枚、を持参し申請してください。

特別永住者証明書の有効期間は、16歳以上は更新前の有効期間満了日後の7回目の誕生日まで、16歳未満は16歳の誕生日までです。

### ■有效期的更新申请

请在自特别永住者证明书有效期满日前 2 个月（若期满日为 16 周岁生日，则为 6 个月前）起、至期满日为止的期间内，携带特别永住者证明书，护照（如有），正面半身照片（长 4cm×宽 3cm，最近 3 个月内拍摄）一张前来办理更新手续。

关于特别永住者证明书的有效期限，16 周岁以上为在更新前有效期满后的第 7 个生日之前，未满 16 周岁的为 16 周岁生日之前。

## <参考>

外国人登録証明書は、次の期間までは特別永住者証明書とみなされます。期限までに特別永住者証明書に切り替えてください。

## <参考>

外国人登记证明书，在下列期间内可视同为特别永住者证明书。请在期限内更换特别永住者证明书。

16歳以上	16歳未満
法施行日（平成24年7月9日）における外国人登録証明書の「次回確認（切替）申請期間」の初日まで。	16歳の誕生日まで

16周岁以上	未满 16周岁
从法实施日(2012年7月9日)起至外国人登记证明书的「下次确认(更换)申请期间」的第一天为止。	16周岁生日之前

## ■再交付申請

特別永住者証明書を紛失、盗難などで失った場合は、すぐ警察に届け出をしてください。そして紛失に気がついた日から14日以内に、旅券（所持する場合）、顔写真（縦4cm×横3cm、提出前3カ月以内に撮影したもの、16歳未満は不要）1枚、特別永住者証明書を失ったことを証する書類（遺失物届出証明書など）を持参し申請してください。

## ■补办申请

若因遗失或被盗等丢失特别永住者证明书时，请立即向警察报失。另外，请在自发现遗失之日起14天内，携带护照（如有），正面半身照片（长4cm×宽3cm，最近3个月内拍摄，未满16周岁不需要）一张，以及特别永住者证明书的遗失证明材料（失物报失证明等）前来办理补办申请。

原因	申請期間	届出人	必要なもの
居住地以外の記載事項変更届出	変更が生じた日から14日以内		変更が生じたことを証する書類
有効期間の更新申請	有効期間満了日2カ月前(満了日が16歳の誕生日の場合は6カ月前)から有効期間満了日まで	本人、代理人(同居の親族)	特別永住者証明書、旅券(所持する場合)、顔写真(縦4cm×横3cm、提出前3ヶ月以内に撮影したもの、16歳未満は不要)1枚 ※16歳未満の場合、有効期間の更新申請の時は、顔写真が必要です。
再交付申請	紛失に気がついた日から14日以内		特別永住者証明書を失ったことを証する書類(遺失物届出証明書など)

※ 届出人（本人または代理人）から依頼を受けた取次者が届け出ることもできます。

詳しくは、市民課までお問い合わせください。

問：市民課 028(632)2271

原因	申請期間	申报人	必要的材料
居住处以外的记载事项变更申报	自变更发生日起14天之内		变更证明材料
有效期的更新申请	自有效期满日前2个月（若期满日为16周岁生日，则为6个月前）起、至期满日为止	本人、代理人（同住亲属）	永久居住者证明书，护照（如果持有），正面半身照片（长4cm×宽3cm，最近3个月内拍摄，未满16周岁不需要）。 ※未满16周岁，申请有效期间的更新时，需正面半身照片。
补办申请	自发现遗失之日起14天之内		永久居住者证明书的遗失证明材料（失物报失证明等）

※受申报人（本人或代理人）委托的代办人也可申报。

详情请询问市民课。

咨询：市民课 028(632)2271





戸籍とは、日本国籍を持つ者の氏名、生年月日、夫婦、親子などの身分関係を登録する公正証書です。外国籍の人には戸籍はありませんが、日本での出生、死亡、結婚、離婚などの際に届け出が必要です。届出には届出書のほか、各種書類が必要になりますので、事前にお問い合わせください。そのほか出入国在留管理局 028(600)7750 や本国への届け出が必要な場合がありますので、各国の大天使館・領事館などにご確認ください。また届出により、健康保険や児童手当など、各種手続きが必要になる場合がありますので、関係課および関係機関などにお問い合わせください。

<参考>本書「国民健康保険」P43～、「出産と育児」P51～、「児童・母子父子福祉」P58～

## 戸籍

所谓的戶籍是指登记了持有日本国籍者的姓名，出生年月日，夫妻，父子（母子）等身份关系的公正证书。外籍的居民没有戶籍，但在日本出生，死亡，结婚，离婚等时需要申报。因为申报时除申请书外还需要各种文件，所以请事先进行咨询。另外有时需要向出入境管理局（028(600)7750）及本国申报，所以请到各国的大使馆、领事馆等进行确认。并且不同的申报可能需要办理健康保险，儿童津贴等各种手续，请向相关课及相关机构咨询。

参考：本书「国民健康保险」P43～，「分娩与育儿」P51～，「儿童・父子母子福利」P58～

## ■出生届

生まれた日から14日以内に、生まれた場所または届出人の住所地の役所に、父親または母親が出生の届け出をしてください。父母の両方が中長期在留者で、子ども出生後60日を超えて在留する場合は、在留資格取得申請が必要です。父母のどちらかが特別永住者の場合は、特別永住許可申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

## ■出生申报

自出生日起 14 日以内，由父亲或母亲向出生地或申请人的居住地的政府机关进行出生申报。父母双方为中长期居住者，若孩子出生后需居留超过 60 天时，需申请居住资格。父母任何一方，若是特别永住者，则需申请特别永住许可。详情请联系。

## ■死亡届

死亡の事実を知った日から7日以内に、死亡した場所または届出人の住所地の役所に届け出をしてください。死亡した人の在留カードまたは特別永住者証明書は、出入国在留管理局に返納してください。

## ■死亡申报

自知道死亡事实起 7 日以内，向死亡地或申报人居住地的政府机关进行申报。并且，死亡人的在留卡或特别永住者证明书需归还出入境管理局。

日本人と結婚する場合は、日本人の本籍地または住所地の役所、外国人同士の場合は、住所地の役所に届け出をしてください。

### ■结婚申請

与日本人结婚时，向日本人的原籍地或是居住地的政府机关，外国人之间结婚时向居住地的政府机关提出申请。

### ■離婚届

日本人と離婚する場合は、日本人の本籍地または住所地の役所に届け出をしてください。なお、国によっては離婚が成立しないことがありますので、ご注意ください。

問：市民課 028(632)2268

### ■离婚申請

与日本人离婚时，向日本人的原籍地或居住地的政府机关提出申请。此外，根据国家的不同，也有离婚不成立的情况，敬请注意。

咨询：市民课 028(632)2268



日本では、**サイン**の代わりにいろいろな場面で**印鑑**が要求されます。自分の名前が刻印してある**印鑑**を押すことで、署名と同じく意思の確認として見なされます。

## 印章登记

在日本，很多情况下需要用印章来代替签名。加盖刻有自己名字的印章，被认为与签名具有同等效力。

### ■实印

各種の契約など公的な重要文書に捺印する印鑑を**実印**といいます。市役所に印影を登録し、市役所が発行する印鑑登録証明書を添付することで、本物であることを証明します。

### ■实印

加盖在各种合同等公用重要文件上的印章称为实印。到市政府登记印迹，添加由市政府发行的印章证明书，从而证明其真实性。

### ■印鑑の登録

印鑑登録できる外国籍の人は、15歳以上で住民登録をしている人です。登録は原則本人が行い、登録する印鑑と在留カードまたは特別永住者証明書、マイナンバーカード、運転免許証などを持参して市民課または各地区市民センター・出張所・事務所で申請してください。登録できる印鑑は1人1個に限ります。なお、印鑑の大きさや材質、刻印されている文字などにより登録できない印鑑があります。また、住民登録に通称を登録している人は、通称の印鑑でも印鑑登録が可能です。代理人が申請する場合には代理人選任届が必要になり、申請したその日に登録はできません。照会文書(回答書)を送付しますので、回答書と登録する印鑑、印鑑登録する人の本人確認ができるものを最初に申請した窓口にお持ちください。登録すると印鑑登録証が交付されます。印鑑登録証を紛失した場合には、亡失届を提出するとともに改めて印鑑の登録が必要です。

### ■印章登记

可以进行印章登记的外籍居民，为15岁以上已进行了居民登记的人。原则上要求本人进行登记，请持需登记的印章和在留卡或者特别永住者证明书，个人编号卡，驾驶执照等到市民科或各地区市民中心、办事处、事务所申请。可以登记的印章1人仅限1个。并且由于印章的大小，材质，刻制的文字等的不同，有些印章不能进行登记。还有，在居民登记上登记了通称的人，通称的印章也可以进行印章登记。代理人申请时，需要提交代理人选任申报，且申请当日不能登记。因为要发放照会文件(答复书)，所以请携答复书和需登记的印章，可以确认为印章登记本人的材料到最初办理申请的窗口登记后就可以领到印章登记证。印章登记证遗失时，在提出遗失证明书的同时要重新登记印章。

## ■印鑑登録證明書

市民課または各地区市民センター・出張所・事務所で印鑑登録証を提示し、印鑑登録證明書交付申請書を記載して申請します。実印や委任状は必要ありません。代理の人でも印鑑登録証を持参すれば申請できます。窓口に来る人は本人確認できるものを併せてお持ちください。

問：印鑑登録については

市民課住民グループ ☎028(632)2271

印鑑登録證明書については

市民課証明グループ ☎028(632)2265

### ■印章登记证明

在市民课或者各地区自治中心、地区市民中心、办事处、事务所出示印章登记证，填写印章登记证明发放申请书，提出申请。不需要实印及委托书。即使是代理人也要带上印章登记证即可申请。前来窗口的人请一并带上可以确认本人身份的证件。

咨询：关于印章登记

..... 市民课住民组 ☎028(632) 2271

..... 关于印章登记证明书

..... 市民课证明组 ☎028(632) 2265



## マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)

2016年1月から、社会保障、税、災害対策の分野でマイナンバーの利用が始まりました。

### (1) マイナンバーとは

- ▽ 住民票を有する全ての人、一人ひとりに指定される番号のことです。
- ▽ 番号は12桁の数字で、住所などが変わっても、マイナンバーは変わりません。
- ▽ マイナンバーは一生使うものです。
- ▽ 健康保険や税金などの手続きで使用します。
- ▽ 不審な電話などに注意し、むやみにマイナンバーを提示しないでください。

### 个人编号制度(社会保障・税号码制度)

从 2016 年 1 月开始，从社会保障，税，防灾措施的领域中开始使用个人编号。

#### (1) 关于个人编号

- ▽ 所有拥有住民票的人，每个人都会有指定的号码。
- ▽ 号码为 12 位数字，即便地址变更，个人编号不会改变。
- ▽ 个人编号为终身使用。
- ▽ 办理健康保险或税金等手续时需使用。
- ▽ 注意可疑电话，切勿随意提供个人编号。

#### (2) 個人番号通知書とは

- ▽ マイナンバーをお知らせするための書類で、日本に住んでいる皆さんに届きます。
- ▽ 住民票の住所に本人に届く書類で、名前やマイナンバーが書いてあります。
- ▽ 自分のマイナンバーを確認する大切な書類です。間違って捨てないでください。

#### (2) 关于个人编号通知卡

- ▽ 用来通知个人编号的资料，凡住在日本的人都会收到。
- ▽ 这是和住民票上相同地址的本人会收到的资料，上面记载着名字及个人编号。
- ▽ 是用来确认自己的个人编号的重要资料，请不要误丢。

### (3) マイナンバーカード（個人番号カード）とは

- ▽希望する人がもらえるICチップが付いたカードで、申請するともらえます。申請してからもらえるまでには1~2カ月かかります。
- ▽マイナンバーと身元を1枚で証明できるカードです。在留カードや特別永住者証明書と同じように身元の確認に使うことができます。
- ▽申請は、通知カードに付いている申請書または、個人番号通知書と一緒に送られてくる申請書で行います。また、パソコンやスマートフォンなどでも申請できます。申請書をなくしたり、または、個人番号通知書と一緒に送られてくる申請書在留期間を更新したときは、市民課または各地区市民センター・出張所で申請できます。
- ▽市役所から交付通知書（はがき）が届いたら、本人が通知カードや在留カードなどを持って、はがきに書いてある場所で受け取ります。
- ▽1回目のカードの申請には料金はかかりません。カードの有効期限が過ぎた後やカードをなくした後に、また申請するときは料金がかかります。
- ▽マイナンバーカードの有効期限は、18歳と18歳より上の人には10回目の誕生日まで、18歳より下の人は5回目の誕生日までです。ただし、在留期間などにより違うことがありますので、ご注意ください。
- ▽マイナンバーカードを申請しても、在留カードや特別永住者証明書などは必要です。

### (3) 关于 My Number 卡(个人编号卡)

- ▽希望拿到附有 IC 芯片的卡的人，可提出申请。从提出申请至收到需花费一到两个月。
- ▽可证明个人编号及身份的卡。如同在留卡或特别永住者证明书一样可用来确认身份。
- ▽申请时，可使用通知卡上附的申请书或和个人编号通知单同封的申请书进行申请。另外，个人电脑，智能手机也能申请。申请书遗失，或和个人编号通知单同封的申请书的在留期限已更新时，可在市民课或者各地区市民中心、办事处申请。
- ▽收到来自市政府的交付通知书(明信片)之后，本人需持通知卡或在留卡等至明信片上指定场所领取。
- ▽第一次申请时免费，之后过有效期限或卡片遗失，再次申请时则需支付费用。
- ▽个人编号卡片的有效期限，18岁及18岁以上的人到第10次的生日为止，18岁以下的人到第5次的生日为止。但是，因在留期间等情况可能会有所不同，请注意。
- ▽即使申请个人编号卡，也需要在留卡或特别永住证明书。

#### (4) マイナンバーに関するお問合わせ ☎(0120)0178-26

△マイナンバー制度、マイナポータルに関すること

※英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・タイ語・インドネシア語・タガログ語・ネパール語対応のフリーダイヤル

※平日午前9時30分～午後8時。土曜日・日曜日、祝休日は午前9時30分～午後5時30分(年末年始を除く)。

△個人番号通知書、マイナンバーカードの紛失・盗難などによる一時利用停止については、☎

(0120)0178-27。

※英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語(24時間対応)

※タイ語・ネパール語・インドネシア語(午前9時～午後6時)

※ベトナム語・タガログ語(午前10時～午後7時)

△日本語のフリーダイヤルは、☎(0120)95-0178

△マイナンバーに関する情報はホームページをご覧ください。外国語での情報提供も行っています。

※ 数字廳 HP <https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/>

※ 総務省 HP [https://www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/](https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/)

※ J-LISHP <https://www.kojinbango-card.go.jp>



▲総務省 HP

#### (4) 个人编号相关咨询 ☎(0120)0178-26

△关于个人编号制度、个人编号门户网站

※提供英语、中文、韩语、西班牙语、葡萄牙语、泰语、印度尼西亚语、塔加路族语、尼泊尔语免费电话

※工作日上午9点30分～晚上8点。星期六・星期日，节假日为上午9点30分～下午5点30分(不含岁末年初)。

※由于个人编号通知单，个人编号卡遗失，失窃需暂停使用的，请拨打☎ (0120) 0178-27。

※英语、中文、韩语、西班牙语、葡萄牙语(24小时无休)

※泰语、尼泊尔语、印度尼西亚语(上午9点～下午6点)

※越南语、塔加路族语(上午10点～下午7点)

△日文免费电话 ☎ (0120) 95-0178

△个人编号相关信息请参考以下网址，也提供外语的信息。

※ 数字廳 HP <https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/>

※ 总务省 HP [https://www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/](https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/)

※ J-LISHP <https://www.kojinbango-card.go.jp>

## ■マイナンバーカードによる証明書のコンビニ交付サービス

「利用者証明用電子証明書」が搭載された「マイナンバーカード（個人番号カード）」があると、住民票の写しや印鑑登録証明書などの各種証明書が、全国のコンビニエンスストアなどに設置してある「キオスク端末（マルチコピー機）」で取れます。

▽利用時間 午前6時30分～午後11時。ただし、機械のメンテナンスによっては、取れない場合もあります。

問い合わせ：市民課 028(632)2267

## ■使用个人编号卡在便利店交付的服务

使用带有“用户身份电子证书”的 My Number 卡（个人编号卡），可以在日本全国各地的便利店等设置的自助终端机（复合复印机）上获取居民登记证副本和印章登记证等各种证书。

▽使用时间 上午 6:30 至晚上 11:00。但是，根据机器维护情况，可能无法获得这些证书。

咨询：市民課 028(632)2267



国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての人が加入する国の制度で、外国籍のひとも対象になります。（ただし厚生年金が適用されている事業所で働いている人は、職場の年金制度に加入することになります。）給付の種類は、65歳から支給される老齢基礎年金、病気やけがで障がい者となったときに支給される障害基礎年金、加入者が死亡した際に遺族（子のある配偶者、または子）に支給される遺族基礎年金があります。

## 国民年金

国民年金制度是在日本国内有居住地的所有 20 岁以上 60 岁以下的都要参加的国家制度，外籍居民也不例外。（但是适用于厚生年金企业中工作的人，要加入单位的年金制度。）补贴的种类包括从 65 岁开始发放的老年基本年金、在生病及受伤致残时发放的残障基本年金、加入者死亡时发放给其遗属（有子女的配偶、子女）的遗族基本年金。

### ■納付

国民年金の保険料は、納付書で金融機関やコンビニエンスストアで納める方法、電子納付、クレジット納付・口座からの引き落としがあります。

問： 宇都宮西年金事務所 ☎ 028(622)4281  
宇都宮東年金事務所 ☎ 028(683)3211

### ■缴纳

国民年金的保险费可以通过缴纳单到金融机关及便利店缴纳，也可以用电子缴纳，信用卡缴纳，或从帐户中扣除。

咨询：宇都宫西年金事务所 ☎ 028-622-4281  
宇都宫东年金事务所 ☎ 028-683-3211

### ■脱退一時金制度

年金を受ける資格を満たさずに帰国する外国人には、脱退一時金の制度があります。保険料の納付が6ヶ月以上あることなどの条件があり、帰国後2年以内に請求することが必要です。

問： 宇都宮西年金事務所 ☎ 028(622)4281  
宇都宮東年金事務所 ☎ 028(683)3211

### ■退保一次性补助金制度

不到接受年金资格时回国的外国人，有相关的退保一次性补助金制度。其条件包括缴纳保险费 6 个月以上等，需在回国后 2 年以内提出支付请求。

咨询：宇都宫西年金事务所 ☎ 028-622-4281  
宇都宫东年金事务所 ☎ 028-683-3211



日本では、誰もが何らかの公的医療保険に加入する制度がとられています。住民登録をしていて在留期間が3ヶ月を超えて日本に滞在するすべての外国人は、次の場合を除き、国民健康保険に加入する義務があります。

## 国民健康保险

在日本，制度规定无论是谁都要参加一定的官方医疗保险。进行了居民登记，在日本居住超过 3 个月的人，除了以下情况外，都有参加国民健康保险的义务。

### ■国民健康保険に加入しない人

- すでにほかの公的医療保険（職場の健康保険など）に加入している人とその扶養家族
- 生活保護を受けている人
- 在留資格のない人および在留期限を過ぎている人
- 在留資格が「外交」「短期滞在」の人
- 在留資格が「特定活動」の人の中、医療目的や観光保養目的で滞在する人
- 在留期間が3ヶ月以内の人（ただし就学や研修などで3ヶ月を超えて日本に滞在すると認められる人は加入できます。その場合は、滞在期間を確認できる証明書が必要です。）

### ■不加入国民健康保险的人

- 已经加入其他官方医疗保险（单位的健康保险等）的人和其扶养家属
- 接受生活保护的人
- 没有暂住资格及超过暂住期限的人
- 在留资格为“外交”“短期停留”的人
- 在留资格为“特定活动”的人中，以医疗或观光疗养为目的的人
- 在留期间未满三个月的人（但因就学、研修等被允许在日本停留三个月以上的人可以加入。此时需要出具能够确认停留时间的证明。）

### ■国民健康保険の加入と脱退

次に該当する場合は、14日以内に保険年金課または各地区市民センター・出張所で手続きをしてください。なお、保険の資格は、届け出をした日からではなく、保険に加入すべき日から取得することになります。

### ■国民健康保险的加入与退出

符合下列情况的，请在 14 日以内到保险年金课或各地区市民中心、办事处办理手续。此外，保险的资格不是自提出申请之日起，而是自应该加入保险之日起就获得了。

## 国民健康保険に加入するとき

- ・宇都宮市に住民登録をしたとき。
- ・職場の健康保険（被用者保険）をやめたとき。
- ・生活保護を受けなくなったとき。
- ・子どもが生まれたとき。
- ・新たに3ヶ月を超える在留資格が許可されたとき。

### 加入国民健康保险时

- ・在宇都宫市进行了居民登记时。
- ・退出工作单位的健康保险（职工保险）时。
- ・不再受生活保护时。
- ・生小孩时。
- ・重新获得三个月以上的在留资格时。

## 国民健康保険をやめるとき

- ・宇都宮市から市外または海外へ転出するとき。
- ・職場の健康保険（被用者保険）に加入したとき。
- ・生活保護を受けたとき。
- ・死亡したとき。

### 退出国民健康保险时

- ・迁出宇都宫市或去国外时。
- ・已经加入工作单位的健康保险（职工保险）时。
- ・接受生活保护时。
- ・死亡时。

## ■その他の届け出

- ・世帯員や住所に変更があったとき。
- ・被保険者証の紛失などで再発行するとき。
- ・在留期間を更新したとき。

問い合わせ：保険年金課 028(632)2320

## ■其他申报

- ・家庭成员及住所发生变动时。
- ・由于被保人证遗失等而再次发行时。
- ・更新在留期限时。

咨询：保险年金课 028-632-2320

## ■国民健康保険税

国民健康保険税は、世帯単位で計算され、世帯主の人が納稅義務者になります。

保険税の計算の方法：国民健康保険税は所得金額や世帯員の人数などを基礎にして計算されます。

△40歳未満の人：医療保険分+後期高齢者支援金分のみが課税されます。

△40歳から65歳未満の人：医療保険分+後期高齢者支援金分+介護保険分が合算され、国民健康保険税として課税されます。

△65歳以上の人：医療保険分+後期高齢者支援金分のみが国民健康保険税として課税され、介護保険料は、別途、高齢福祉課から通知します。

問：保険年金課 028(632)2320

## ■国民健康保险税

国民健康保险税以家庭为单位计算，户主为缴纳义务人。

保险税的计算方法：保险税以所得金额及人数等为基础进行计算。

△未满 40 岁的人：只对医疗保险部分+后期高龄者支援金部分进行纳税要求。

△40 岁至未满 65 岁的人：医疗保险部分+后期高龄者支援金部分+看护保险部分作为国民健康保险税的纳税对象。

△65 岁以上的人：只有医疗保险部分+后期高龄者支援金部分要求纳税，看护保险费由高龄福利科另行通知。

咨询：保险年金课 028-632-2320

## 保険税の納め方

保険税は、納付書で納める方法と口座振替と年金から納める方法の3通りがあります。

・納付書で納める場合は、市指定の金融機関か市役所、各地区市民センター・出張所、コンビニエンスストア（納期限内に限る）の窓口でお支払いください。

・口座振替の場合、通帳と通帳印、保険証（または納付書）をお持ちのうえ口座のある金融機関、郵便局へお申し込みください。

・市役所保険年金課の窓口では、金融機関のキャッシュカードのみで口座振替の申し込みができます。

問：保険年金課 028(632)2309

## 保险税的缴纳方法

保险税的缴纳有通过缴纳税单缴纳，通过帐户转帐和从年金支付三种方式。

· 通过缴纳税单缴纳时，请到市指定的金融机关或市政府，各地区市民中心、办事处，便利店（缴纳期限内）的窗口支付。

· 通过账户转账时，请携带存折，存折章，保険证（或缴纳税单）到指定账户的金融机关，邮政局申请。

· 市政府年金科的窗口仅能用金融机构的储蓄卡申请账户汇款。

咨询：保险年金课 028-632-2309

## ■ 給付

病気やけがで、国民健康保険を使って治療したとき、原則として医療費の30%が自己負担となり、残りを国民健康保険が負担します。ただし、年齢や所得により自己負担額が異なる場合があります。

### ■ 补貼

由于生病或受伤，使用国民健康保险治疗时，个人负担30%的医疗费。其余由国民健康保险负担。但是，根据年龄和收入个人负担金额可能有所不同。

## ■ 高額療養費の支給

同一月内に医療機関に支払った自己負担額が一定の金額を超えたときに、申請により、その超えた額が後で高額療養費として支給されます。

### ■ 高额疗养费的发放

同一个月内向医疗机关支付的个人负担额超出一定的金额时，通过申请，其超出部分以后会被作为高额疗养费支付。

## ■ 出産育児一時金・葬祭費

被保險者が出産したとき、出産育児一時金が支給されます。流産、死産でも妊娠4カ月以上(85日以上)であれば世帯主に対し支給されます。また被保險者が死亡したとき、葬祭を行った人に葬祭費が支給されます。

問い合わせ : 028(632)2318

### ■ 分娩育儿临时金・葬祭费

被保险人分娩时，会支付分娩育儿临时金。即使流产、死产，只要怀孕超过4个月(85天以上)，就可以对户主发放。此外被保险人死亡时，向举办葬礼的人支付丧葬费。

咨询：保险年金课 ☎ 028-632-2318

## ■ 交通事故にあったとき

加入者が交通事故などでけがをしたときは、必ず保険年金課に届けてください。加害者が治療費を負担するのが原則ですが、加害者の負担が当面期待できないとき、国民健康保険が一時的に治療費の一部を立て替え、あとで加害者に請求します。

問い合わせ : 028(632)2316

### ■ 遭遇交通事故时

加入者在交通事故等中受伤时，请务必向保险年金科申报。虽然原则上是加害者负担医疗费，但如果当时加害者无法负担时，国民健康保险将代垫一部分治疗费。之后再向加害者请求。

咨询：保险年金课 ☎ 028-632-2316